

# 第4回西知多医療厚生組合議会臨時会

## 会 議 録

平成28年12月21日

西知多医療厚生組合議会

## 平成28年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
諸般の報告について	5
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の 一部改正について	5
西知多医療厚生組合職員の給与に関する 条例の一部改正について	6
西知多医療厚生組合職員の退職手当に 関する条例の一部改正について	9

## 平成28年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 平成28年12月21日 午後9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 井上正人

8番 古俣泰浩

2番 工藤政明

9番 伊藤正治

3番 田中雅章

10番 伊藤公平

4番 富田博巳

11番 大村 聡

5番 斉藤 誠

12番 夏目 豊

6番 川崎 一

13番 荻田信孝

7番 井上純一

14番 勝崎泰生

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成28年12月21日 午前9時30分

閉会 平成28年12月21日 午後9時58分

第1日 (12月21日)

1 出席議員 (14人)

1番	井上正人	8番	古俣泰浩
2番	工藤政明	9番	伊藤正治
3番	田中雅章	10番	伊藤公平
4番	富田博巳	11番	大村 聡
5番	斉藤 誠	12番	夏目 豊
6番	川崎 一	13番	荻田信孝
7番	井上純一	14番	勝崎泰生

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管 理 者	宮 島 壽 男	副 管 理 者	鈴 木 淳 雄
副 管 理 者	渡 辺 正 敏	副 管 理 者	近 藤 福 一
会 計 管 理 者	久 野 秀 一	代 表 監 査 委 員	東 輝 男
[総務部]			
総 務 部 長	小 川 隆 二	総 務 課 長 兼	和 田 真 貴
		衛 生 セ ン タ ー 所 長	

ごみ処理施設建設課長 矢野明彦

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	天木洋司
病院事務局次長	岩堀良治	管理課長	深谷篤孝
管理課課長兼	岡田光史	管理課課長兼	岩田光寿
経営戦略室長		人事管理室長	
医事課長兼	杉山誠一	医事課統括主幹兼	山田淳一郎
診療情報管理室長		医療情報システム室長	
医事課統括主幹	守山直宏	健診事務課長	澤田和典
[看護専門学校]			
看護専門学校長	竹内晴子	庶務課長	前田達郎

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長兼 小島 康 弘 健康福祉監 坂 祐 治

清掃センター課長

[知多市]

環境経済部長 磯野 健 司 健康福祉部長 永 井 誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

書記 牧野 達 弘 書記 西山 和 智

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	24	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	25	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
6	26	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(12月21日 午前9時30分 開会)

議長 (井上正人)

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者 (宮島壽男)

みなさん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、開会にあたり、一言御あいさつ申し上げます。

本日は、平成28年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合一般職の任期付職の採用等に関する条例の一部改正について」始め3件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

議長 (井上正人)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

議長 (井上正人)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、6番川崎 一議員、8番古俣 泰浩議員を指名いたします。

---

議長 (井上正人)

続きまして、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（井上正人）

続きまして、日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成28年10月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（井上正人）

続きまして、日程第4議案第24号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第24号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（和田真貴）

議案第24号「西知多医療厚生組合職員一般職の任期付採用等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。

第1条関係は平成28年度実施分で、第7条は、特定任期付職員の給料月額の引上げをするものでございます。

第9条の改正は、期末手当の引上げで、12月の期末手当の支給率を0.1月分引上げるものでございます。

2ページをお願いします。第2条関係は平成29年度以降実施分で、第9条の改正は、期末手当の改正で、第1条関係により改正した12月の期末手当の引上げ分を29年度以降6月及び12月で平準化するものでございます。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、給料月額の上上げについては平成28年4月1日から、期末手当の上上げについては平成28年12月1日から遡って適用するものとしたものでございます。附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。議案第24号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者 挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（井上正人）

続きまして日程第5議案第25号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第25号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額及び勤勉手当の支給割合の上上げ並びに扶養手当額の見直しをするため、改正するもの



でございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（和田真貴）

議案第25号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の詳細につきまして御説明申し上げます。平成28年8月8日に公表されました、平成28年度人事院勧告におきまして、民間給与との較差0.17%を埋めるため、俸給表の水準を上げるとともに、扶養手当額の見直し及び勤勉手当の0.1月分の引上げなどの内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされ、平成28年11月24日に公布されております。本組合においてもこれらの情勢を考慮し、所要の改正をさせていただきます。

改正の内容につきましては、議案末尾に添付してございます参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

なお、本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てになっています。

第1条関係は平成28年度実施分で、第21条は、勤勉手当の引上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、一般職は、0.1月分を、再任用職は0.05月分をそれぞれ上げるものでございます。

附則第10項の改正は、55歳以上の特定職員に対する勤勉手当の減額率を整備するものでございます。

議案の2ページから18ページまでにあります別表給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載は省略してございますが、給料月額を上げるもので、一般会計及び特別会計の職員全体で平均567円、率にして0.13%の引上げ。

また、病院事業につきましては、行政職及び医療職合わせ平均867円、率にして0.2%の引上げとなるものでございます。

2ページをお願いします。第2条関係は平成29年度以降の実施分で、第12条の改正は扶養手当の月額等を改正するものでございます。配偶者につきましては現行の月額13,000円を6,500円に、子について現行の月額6,500円を10,000円に変更等するものでございます。なお、増減額の幅が大きいことから受給者への影響を低く抑えるため、附則において、平成31年度までに段階的に実施するよう経過措置を設けております。

3 ページをお願いします。第 13 条の改正は扶養手当に係る申請手続きに関する規定の整備をするものでございます。

5 ページをお願いします。第 21 条の改正は、第 1 条関係の平成 28 年度実施分により改正した 12 月の勤勉手当の引上げ分を平成 29 年度以降 6 月及び 12 月に平準化するものでございます。

附則第 10 項の改正は、55 歳以上の特定職員に対する勤勉手当の減額率を整備するものでございます。

6 ページをお願いします。附則第 1 項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第 2 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。附則第 2 項は、第 1 条関係の改正による適用区分で、給料月額の上上げについては平成 28 年 4 月 1 日から、勤勉手当の上上げ等については平成 28 年 12 月 1 日から遡って適用するものでございます。附則第 3 項は、給与の内払規定について定めたもの、附則第 4 項は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給等に関する経過措置について定めたもの。

7 ページをお願いします。附則第 5 項は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給等に関する経過措置について定めたもの、附則第 6 項は、委任規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。  
議長（井上正人）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。議案第 25 号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（井上正人）

続きまして日程第6議案第26号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第26号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する等の法律による雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の規定を整備するため、改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（和田真貴）

議案第26号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の詳細につきましては、4枚目の参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げますが、まず、改正内容に入ります前に、失業者の退職手当について御説明させていただきます。

公務員は、原則雇用保険法の適用対象から除外されているため、退職後失業している場合には、雇用保険の失業等給付程度のものを保障する必要があるとの趣旨から、退職手当条例において失業者の退職手当の制度を設け、公務員が退職した場合において、支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合等には、その差額分を失業者の退職手当として支給することとしたものでございます。平成28年3月にこの部分に影響する雇用保険法の一部改正がされ、平成29年1月から施行されることに伴い、規定を整備するものであります。

新旧対照表を御覧いただきまして、第13条第5項及び第6項改正は、高年齢求職者給付金相当の退職金支給の規定を整備するもので、法改正により65歳以上の者についても雇用保険の適用対象となったため、字句の整備をするものでございます。

2ページをお願いします。第11項の改正は、運用している雇用保険法上の用語の整備。第15項の改正は、高年齢被保険者について、失業促進手当等が支給対象となったことによる規定の整備を行うものでございます。

3ページをお願いします。附則第1項は、施行期日で、この条例は、平成29年1月1日から施行するもの、第2項以降は経過措置で、第2項は、65歳以後の日において雇用される者の在職期間、月数の計算についての規定、第3項は、求職活動支援費に相当する退職手当の適用の規定、第4項は、就業促進手当に相当する退職手当についての適用の規定、第5項は、移転費に相当する退職手当についての適用の規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

議長（井上正人）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。議案第25号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（井上正人）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第4回臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼の御あいさつを申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（井上正人）

以上をもちまして、平成28年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（12月21日 午前9時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月21日

西知多医療厚生組合議会 議長 井上正人

6番署名議員 川崎 一

8番署名議員 古俣泰浩